

災害発生時の帰宅困難者対策に関する実態調査結果

平成 28 年 4 月 27 日
総務省 中部管区行政評価局

大都市圏では、大規模地震発生の際、膨大な数の帰宅困難者（注1）が路上や駅周辺に集中し（注2）、二次災害の発生や救命・救助活動、消火活動等の妨げになることが懸念されています。

総務省中部管区行政評価局（局長：前川正文）は、大都市圏における帰宅困難者対策の推進に資するため、平成 27 年 12 月から 28 年 4 月にかけて、名古屋市内の従業員の多い事業所、大規模な集客施設などを中心に、一斉帰宅抑制対策の実施状況、一時滞在施設の確保状況、帰宅困難者への支援対策の実施状況等を調査しましたので、その結果の概要をお知らせします。

- (注) 1 帰宅困難者とは、地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）をいう。（「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」（平成 27 年 3 月内閣府（防災担当））
- 2 東日本大震災の際には首都圏で約 515 万人の帰宅困難者が発生。南海トラフ巨大地震発生の際には、愛知県内で最大約 93 万人（平日 12 時発災の場合）の帰宅困難者が生じ、うち半数以上（約 48 万人）が名古屋市内で生じることが予測されている。（「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」（平成 26 年 5 月愛知県公表）

〔照会先〕

総務省 中部管区行政評価局
総務課長 後藤 淳
電 話：052-972-7411

災害発生時の帰宅困難者対策に関する実態調査の概要

背景事情

- 東日本大震災の際、首都圏で約 515 万人の帰宅困難者が発生
- 大規模地震発生時、大都市では、膨大な数の帰宅困難者が路上や駅周辺に集中し、二次災害の発生や救命・救助活動、消火活動等の妨げになることが懸念

国の政策

- 「防災基本計画」(平成 27 年 7 月中央防災会議決定)「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に関する基本原則を明記
- 「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」(平成 27 年 3 月内閣府(防災担当))(以下「帰宅困難者対策ガイドライン」という。)一斉帰宅抑制の徹底、一時滞在施設の確保、徒歩帰宅者への支援等の指針を整理

愛知県

- 愛知県は、平成 27 年 3 月に「愛知県帰宅困難者対策実施要領」(以下「県実施要領」という。)を策定
- 名古屋駅周辺地区安全確保計画部会(事務局:名古屋市)(注参照)は、「第 1 次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画」(平成 26 年 2 月)及び「第 2 次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画」(平成 28 年 2 月)を策定

(注) 都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)第 19 条の規定に基づき、平成 24 年度に「名古屋駅周辺・伏見・栄地域都市再生緊急整備協議会」(事務局:名古屋市)が設置され、同協議会の下部組織として、名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画部会が設置されている。

調査の概要

- 中部管区行政評価局は、大都市圏における帰宅困難者対策の推進に資する観点から、名古屋市内を中心に、次の事項を調査
 - 1 一斉帰宅抑制対策の実施状況
 - 2 一時滞在施設(退避施設)の確保状況
 - ※ 名古屋市では、一時滞在施設と同じ役割を担う施設を「退避施設」と称している。
 - 3 徒歩帰宅者への支援対策の実施状況
- 対象機関：愛知県、名古屋市、事業所、関係団体等
 - 【事業所の内訳】名古屋駅周辺地域、栄周辺地域及び金山駅周辺地域に所在する事業所 94、大規模集客施設 63、退避施設 10、徒歩帰宅支援ステーション 525
- 調査実施期間：平成 27 年 12 月～28 年 4 月

1 一斉帰宅抑制対策の実施状況

① 事業所における取組状況

【帰宅困難者対策ガイドライン】

- 帰宅困難者の一斉帰宅に伴う混乱を回避するため、大規模地震発生時には、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則を徹底することが不可欠。
- 事業所は、ア「従業員等の施設内待機の計画策定」、イ「従業員等の施設内待機のための物資の備蓄」、ウ「平時からの施設の安全確保（家具類の転倒防止、ガラス飛散防止）」、エ「従業員等への安否確認手段、従業員等と家族との間の安否確認手段の確保」、オ「帰宅時間が集中しないような帰宅ルールの設定」、カ「年1回以上の訓練等による定期的な手順の確認」に取り組むことが必要。

【県実施要領】

- 事業所は、「事業所の耐震化」、「オフィス内の什器の転倒防止等」、「従業員用の水・食料等の備蓄」、「従業員の安否や出勤可否の確認方法についての検討」、「事業所内での一時待機、時差帰宅に関する計画の作成」に取り組むことが必要。

【調査の対象及び調査事項】

名古屋駅周辺地区、栄周辺地区及び金山駅周辺地区に所在する 94 事業所について、帰宅困難者対策ガイドライン及び県実施要領において事業所が取り組むこととされている一斉帰宅の抑制に向けた取組状況を調査

(単位:事業所)

従業員数	調査対象地区			計
	名古屋駅周辺地区	栄周辺地区	金山駅周辺地区	
100 人未満	16	14	5	35
100 人以上 300 人未満	13	12	9	34
300 人以上	11	9	5	25
計	40	35	19	94

(注) 「名古屋駅周辺地区」とは名古屋駅を中心としておおむね半径 1.5km 圏内を、「栄周辺地区」とは名古屋市営地下鉄栄駅を中心としておおむね半径 1.5 km圏内を、「金山駅周辺地区」とは金山総合駅を中心としておおむね半径2km圏内をいう。

【調査結果の概要】 ※ 表中○数字は、3つの規模別区分の中で割合の高い順を示したものである。

帰宅困難者
ガイドライン

県実施要領

名古屋市内の実態(調査結果)

参考

ア 従業員等の施設内待機の計画策定

事業所内での一時待機等に関する計画の作成

◆ 「事業継続計画(BCP)」等の防災計画を策定している事業所

	100人未満 (35事業所)	100人以上300人未満 (34事業所)	300人以上 (25事業所)	全体 (94事業所)		
③	57.1% (20事業所)	②	82.4% (28事業所)	①	100.0% (25事業所)	77.7% (73事業所)

◆ 防災計画において従業員等の施設内待機を定めている事業所

	100人未満 (20事業所)	100人以上300人未満 (28事業所)	300人以上 (25事業所)	全体 (73事業所)		
③	40.0% (8事業所)	①	71.4% (20事業所)	②	68.0% (17事業所)	61.6% (45事業所)

<施設内待機を定めていない事業所の意見>

「東京都の帰宅困難者対策条例のような明確な根拠がないと従業員に一時待機を強制することは困難」

※ 東京都では、平成24年3月に、東京都帰宅困難者対策条例(平成24年東京都条例第17号)を制定し、大規模災害が発生し公共交通機関が当分の間復旧しない場合、むやみに移動しないよう都民や事業者に求めている。

<参考>

名古屋市のアンケート調査(H27.8)
名古屋駅周辺地区内でBCPを策定している事業者は74.0%

イ 従業員等の施設内待機のための物資の備蓄

従業員用の水・食料等の備蓄を推進

◆ 従業員の施設内待機のために物資を備蓄している事業所

	100人未満 (35事業所)	100人以上300人未満 (34事業所)	300人以上 (25事業所)	全体 (94事業所)			
飲料水	③	62.9% (22事業所)	②	91.2% (31事業所)	①	100.0% (25事業所)	83.0% (78事業所)
食料品	③	57.1% (20事業所)	②	82.4% (28事業所)	①	96.0% (24事業所)	76.6% (72事業所)
毛布・ブランケット	③	31.4% (11事業所)	②	55.9% (19事業所)	①	84.0% (21事業所)	54.3% (51事業所)

<備蓄していない理由>

「保管スペースがない」、「購入・更新費用の負担が大きい」

<参考>

名古屋市のアンケート調査(H27.8)
名古屋駅周辺地区内で、従業員等に対し、災害時において情報収集・提供や必要な備蓄物資の提供等を行う予定であるとしている事業者は55.6%

ウ 平時からの施設の安全確保(家具類の転倒防止、ガラス飛散防止)

事業所の耐震化を推進、オフィス内の什器(家具等)の転倒防止等の地震対策を推進

◆ 施設の安全確保措置を講じている事業所

	100人未満 (35事業所)	100人以上300人未満 (34事業所)	300人以上 (25事業所)	全体 (94事業所)
建物の耐震化	③ 80.0% (28事業所)	② 91.2% (31事業所)	① 96.0% (24事業所)	88.3% (83事業所)
家具類の転倒防止	③ 77.1% (27事業所)	② 85.3% (29事業所)	① 96.0% (24事業所)	85.1% (80事業所)
ガラスの飛散防止	② 68.6% (24事業所)	③ 58.8% (20事業所)	① 76.0% (19事業所)	67.0% (63事業所)

<安全確保措置を講じていない理由>

- ・ 建物の耐震化 : 「費用の確保が難しい」、「ビルの管理会社に対応する」
- ・ 家具類の転倒防止措置 : 「費用の確保が難しい」、「新社屋を建設中」
- ・ ガラスの飛散防止措置 : 「ビルの管理会社に対応する」

エ 従業員等への安否確認手段、従業員等と家族との間の安否確認手段の確保

従業員の安否や出勤可否の確認方法について検討

◆ 従業員等の安否確認手順を定めている事業所

	100人未満 (35事業所)	100人以上300人未満 (34事業所)	300人以上 (25事業所)	全体 (94事業所)
従業員の安否確認	③ 82.9% (29事業所)	② 91.2% (31事業所)	① 96.0% (24事業所)	89.4% (84事業所)
従業員と家族との間の安否確認	③ 37.1% (13事業所)	② 61.8% (21事業所)	① 84.0% (21事業所)	58.5% (55事業所)

オ 帰宅時間が集中しないような帰宅ルールの設定

時差帰宅の手順や経路、連絡手段等についての計画を作成

◆ 帰宅ルールを定めている事業所

	100人未満 (35事業所)	100人以上300人未満 (34事業所)	300人以上 (25事業所)	全体 (94事業所)
③	25.7% (9事業所)	② 55.9% (19事業所)	① 56.0% (14事業所)	44.7% (42事業所)

カ 年1回以上の訓練等による定期的な手順の確認

目的、実施場所、参加者等に応じて訓練を企画し、実施

◆ 地震発生時の帰宅困難者対策訓練を実施している事業所

	100人未満 (35事業所)	100人以上300人未満 (34事業所)	300人以上 (25事業所)	全体 (94事業所)
③	なし (0事業所)	① 20.6% (7事業所)	② 20.0% (5事業所)	12.8% (12事業所)

② 大規模集客施設における取組状況

【帰宅困難者対策ガイドライン】

- 施設管理者は、ア「利用者保護に関する事業所防災計画の策定」、イ「利用者保護のための物資の備蓄」、ウ「平時からの施設の安全確保（耐震診断・耐震改修や家具類の転倒防止）」、エ「利用者に対する情報提供」、オ「年1回以上の訓練等による定期的な手順の確認と改善」に取り組むことが必要。

【県実施要領】

- 施設管理者は、自助、共助の取り組みとして、「施設への来訪者の避難誘導計画の作成」、「施設の耐震化や什器(家具等)の転倒防止等の地震対策を推進」、「近隣の避難施設に関する情報提供について、あらかじめ計画を策定」、「駅の利用者や買い物客等の外来者、事業所・集客施設への来客等について、安全な場所までの誘導等の確認を行う避難誘導訓練を行う」。

【調査の対象及び調査事項】

名古屋駅周辺地区、栄周辺地区及び金山駅周辺地区に所在する 63 の大規模集客施設について、帰宅困難者対策ガイドライン及び県実施要領において施設管理者が取り組むこととされている一斉帰宅抑制に向けた取組状況を調査

(単位:施設)

施設の種類	地区	調査対象地区			計
		名古屋駅周辺地区	栄周辺地区	金山駅周辺地区	
駅施設		5	2	3	10
駅ビル・地下街等		4	3	6	13
百貨店等		4	5	0	9
ホテル		5	1	0	6
ホール等		3	2	2	7
学校		7	3	4	14
病院		3	0	1	4
計		31	16	16	63

【調査結果の概要】

帰宅困難者
ガイドライン

県実施要領

名古屋市内の実態(調査結果)

参考

ア 利用者保護に
関する事業所防
災計画の策定

施設への来訪
者の避難誘導
計画をあらかじめ
決めておくよう
努める

◆ 避難誘導計画を策定している施設

計	駅施設 (10施設)	駅ビル・ 地下街等 (13施設)	百貨店等 (9施設)	ホテル (6施設)	ホール等 (7施設)	学校 (14施設)	病院 (4施設)
92.1% (58施設)	100.0% (10施設)	100.0% (13施設)	88.9% (8施設)	66.7% (4施設)	71.4% (5施設)	100.0% (14施設)	100.0% (4施設)

<策定していない理由>

「火災を想定した避難誘導計画は策定済み」(ホテル、ホール等)、「テナントとして入居しているビル全体としての避難誘導計画はある」(百貨店等、ホール等)

<行政に対する意見・要望>

- 被災者の避難所として指定されている学校に、帰宅困難者が来所した場合、どのように対応するのかが不明。事前に対応方法等について示してほしい(学校)。
- 名古屋の地理・事情等に不案内な帰宅困難者に対する対応指針を策定してほしい(ホテル)。

イ 利用者保護の
ための物資の備
蓄

—

◆ 利用者保護のために物資を備蓄している施設

区分	計	駅施設 (10施設)	駅ビル・ 地下街等 (13施設)	百貨店等 (9施設)	ホテル (6施設)	ホール等 (7施設)	学校 (14施設)	病院 (4施設)
飲料水	31.7% (20施設)	なし	なし	66.7% (6施設)	66.7% (4施設)	なし	42.9% (6施設)	100.0% (4施設)
食料品	34.9% (22施設)	なし	なし	44.4% (4施設)	66.7% (4施設)	なし	71.4% (10施設)	100.0% (4施設)
毛布等	34.9% (22施設)	40.0% (4施設)	なし	55.6% (5施設)	33.3% (2施設)	なし	71.4% (10施設)	25.0% (1施設)

<備蓄していない理由>

「購入・更新費用の確保が難しい」(全ての施設区分)、「保管スペースがない」(全ての施設区分)、「利用者を収容することを前提としていない」(駅ビル・地下街等)、「極力帰宅してもらい、帰宅困難者の発生を想定していない」(学校)

<行政に対する意見・要望>

- 不特定多数の利用者の受入れには、備蓄品の購入や保管スペースが必要であるため、東京都のような助成制度等を要望する(百貨店)。
- 物資の備蓄を行うとするのであれば、地区ごとに、どの程度の帰宅困難者の数が見込まれるのか、1つの施設において備蓄が必要な量はどの程度かということをはっきりと示してほしい(地下街)。

※ 東京都では、民間の一時滞在施設の確保を目的に、民間事業者が管理する一時滞在施設において、帰宅困難者のための備蓄品を購入する際の費用を6分の5補助する事業や帰宅困難者のための備蓄倉庫に対する固定資産税及び都市計画税の減免措置を講じている。

ウ 平時からの施設の安全確保（耐震診断・耐震改修や家具類の転倒防止）

施設の耐震化や什器（家具等）の転倒防止に努める

◆ 施設の耐震化について措置を講じている施設

計	駅施設 (10施設)	駅ビル・地下街等 (13施設)	百貨店等 (9施設)	ホテル (6施設)	ホール等 (7施設)	学校 (14施設)	病院 (4施設)
90.5% (57施設)	100.0% (10施設)	76.9% (10施設)	88.9% (8施設)	83.3% (5施設)	85.7% (6施設)	100.0% (14施設)	100.0% (4施設)

エ 利用者に対する情報提供

近隣の避難施設に関する情報提供の方法について、あらかじめ計画を定めておくよう努める

◆ 利用者に対する情報の入手・提供手順を定めている施設

区分	計	駅施設 (10施設)	駅ビル・地下街等 (13施設)	百貨店等 (9施設)	ホテル (6施設)	ホール等 (7施設)	学校 (14施設)	病院 (4施設)
情報の入手・提供手順	84.1% (53施設)	100.0% (10施設)	100.0% (13施設)	66.7% (6施設)	66.7% (4施設)	42.9% (3施設)	92.9% (13施設)	100.0% (4施設)
公共交通機関等の情報提供	76.2% (48施設)	100.0% (10施設)	92.3% (12施設)	66.7% (6施設)	50.0% (3施設)	42.9% (3施設)	85.7% (12施設)	50.0% (2施設)

<定めていない理由>

「帰宅困難者の受入れを想定していない」(百貨店等)、「公共交通機関の正確な情報を得ることが困難」(駅ビル・地下街等)

オ 年1回以上の訓練等による定期的な手順の確認と改善

駅の利用者や買い物客等の外来者、事業所・集客施設への来客等について、安全な場所までの誘導等の確認を行う避難誘導訓練を行う

◆ 避難誘導に関する訓練を実施している施設

計	駅施設 (10施設)	駅ビル・地下街等 (13施設)	百貨店等 (9施設)	ホテル (6施設)	ホール等 (7施設)	学校 (14施設)	病院 (4施設)
85.7% (54施設)	100.0% (10施設)	92.3% (12施設)	66.7% (6施設)	33.3% (2施設)	100.0% (7施設)	92.9% (13施設)	100.0% (4施設)

<実施していない理由>

「火災を想定した一般的な消防訓練のみ実施」(駅ビル・地下街等、ホテル)

2 一時滞在施設（退避施設）の確保状況

① 一時滞在施設（退避施設）の確保・公表状況

【帰宅困難者対策ガイドライン】

- 発災後3日間程度、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設を確保
- 施設管理者は、可能な範囲で、ア「帰宅困難者の受入」、イ「水や食料、毛布等の提供」、ウ「鉄道の運行状況等の情報を収集し受入者に対し情報提供」

【調査の対象及び調査事項】

名古屋市内における一時滞在施設（退避施設）の確保状況を調査

【調査結果の概要】

- 名古屋駅周辺・伏見・栄地域都市再生緊急整備協議会の名古屋駅周辺地区安全確保計画部会では、平成28年2月末現在、退避施設を名古屋駅周辺地区において23施設(収容能力:1万6千人)確保したが、同地区で想定される帰宅困難者数約3.4万人に対し、1.8万人の収容能力が不足。
同部会の事務局である名古屋市では、引き続き、「計画区域内の他の施設管理者等に対しても、退避施設などへの協力を呼びかけていく」(第2次名古屋駅周辺地区安全確保計画)としている。
- 今回調査した94事業所のうち、名古屋駅周辺地区安全確保計画部会の事務局である名古屋市から帰宅困難者の受入施設として協力要請を受けた事業所は15事業所。このうち協力要請に応じていない事業所は3事業所。

区分	事業所数	意見・要望等
協力要請に応じた事業所	12	・東京都のように、備蓄品の購入費用の補助制度があれば、企業の負担が軽減し、退避施設の拡充も期待できるのではないかと。 ・行政機関の要請に応じて保有する施設を退避施設に供する場合、建物の容積率の緩和を認めるなどのインセンティブを付与すべきではないかと。
協力要請に応じていない事業所	3	【協力要請に応じていない理由】 ・施設の安全面が確保できない。 ・帰宅困難者を受け入れるスペースがない。 ・帰宅困難者が建物内で二次災害に遭遇し被害を被った場合、施設の所有者・管理者が責任を追及されるおそれがある。

② 一時滞在施設（退避施設）の受入態勢等の状況

【帰宅困難者対策ガイドライン】

- ア 施設内における受入場所、受入定員、受入手順等を盛り込んだ運営計画等の作成
- イ 災害発生時の建物内の安全点検のためのチェックシートの作成
- ウ 施設の受入者に対する受入条件の掲示・受入条件を承諾したことを示す署名ができる書面の準備等
- エ 建物の耐震化、什器等の転倒防止、窓ガラス等の飛散防止
- オ 帰宅困難者の受入に必要な水、食料、毛布・ブランケット等の物資の備蓄
- カ 周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び受入者への情報提供
- キ 年1回以上の訓練等による定期的な手順の確認と改善

【県実施要領】

市町村は一時滞在施設の管理者と、必要に応じて協定を結ぶ等により、災害時の情報共有や物資等の支援体制についてあらかじめ整備

【名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画】

帰宅困難者を受け入れる退避施設の開設・運営や平常時の備え等に関する基本的な考えを示した「名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画退避施設開設・運営ガイドライン(試行版)」を策定。

- ・ 運営マニュアルの作成及び運営体制の取決め
- ・ 従業員等への周知
- ・ 施設利用者への啓発
- ・ 施設の安全確保
- ・ 情報の収集及び伝達の手段確保
- ・ 安否確認手段の確保
- ・ 備蓄の確保及び配布ルールの取決め
- ・ 帰宅ルールの取決め
- ・ 訓練の実施

【調査の対象及び調査事項】

第1次名古屋駅周辺地区安全確保計画及び第2次名古屋駅周辺地区安全確保計画に基づき確保された退避施設 10 施設における帰宅困難者の受入態勢等の状況を調査

施設の区分	施設数
第1次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画(平成 26 年2月名古屋駅周辺地区安全確保計画部会決定)に位置づけられた退避施設(全7施設)	7
第2次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画(平成 28 年2月名古屋駅周辺地区安全確保計画部会決定)に位置づけられた新たに追加された退避施設(全 16 施設)	3
計	10

【調査結果の概要】

施設区分	ア 運営計画等の作成	施設の安全確保					物資の備蓄			受入者に対する情報提供		キ 訓練の実施	〇の計	
		イ チェックシート の作成	ウ 受入条件を明示した書類及び署名を得るための書面を準備	エ-1 建物の耐震化	エ-2 什器等の転倒・落下・移動防止	エ-3 窓ガラス等の飛散防止	オ-1 飲料水の備蓄	オ-2 食料品の備蓄	オ-3 毛布等の備蓄	カ-1 情報提供手順等の定め	カ-2 徒歩帰宅支援マップを知っている			
第1次施設	施設A	×	○	×	○	○	○	×	×	×	×	○	×	5
	施設B	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	○	×	4
	施設C	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	○	×	3
	施設D	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	11
	施設E	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	10
	施設F	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	○	○	4
	施設G	×	×	×	○	○	×	○	×	×	×	○	×	4
第2次施設	施設H	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	10
	施設I	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	10
	施設J	×	×	×	○	×	×	○	○	×	×	○	×	4
〇の計		4	5	2	10	9	6	6	4	2	4	10	3	—

(注) ○は対応済み、×は未対応であることを示す。

<未対応の理由>

事項	未対応の理由	参考
受入条件を明示した書類及び署名を得るための書面を準備	<ul style="list-style-type: none"> ・発災時、帰宅困難者を迅速に受入れることが最優先で、個別に署名を求める時間的余裕はないと考えている。 ・退避施設は、避難所と異なり、一時的な退避場所の提供のため、退避した人数を数えるに留めるか、受入者の署名を求めるかの判断は難しい。 	
物資の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水については、「保管スペースがない」、「受入時間が24時間に限られるため、備蓄の必要を感じない」 ・食料品については、「受入時間が24時間に限られるため、備蓄の必要を感じない」、「保管スペースがない」、「購入・更新費用の負担が大きい」 ・毛布・ブランケットについては、「保管スペースがない」、「受入時間が24時間に限られるため、備蓄の必要を感じない」、「購入・更新費用の負担が大きい」 ・「受入時間が24時間に限られるため、備蓄の必要を感じない」として備蓄していない施設管理者の中には、名古屋市の退避施設ガイドラインで「費用負担が大きいと考えられる備蓄の確保を除く」とされていることを理由に、協力する範囲を場所の提供のみとしている例あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者対策ガイドラインでは、一時滞在施設の開設期間は3日を原則としているのに対し、名古屋市の退避施設の開設期間は24時間としている（名古屋市周辺地区都市再生安全確保計画）。 ○ 水及び食料品を3日分備蓄している施設では、「受入時間が24時間とされていても、被害の程度により、24時間を超えて受け入れざるをえない場合もあると考えられる」ことを理由に、従業員用とは別に、受入者用として3日分を備蓄している例あり
受入者に対する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・受入者が退避施設から移動を開始する時期については、「個人の判断に委ねるのではなく、行政が、地域ごとに移動可能な時期を周知する必要があるのではないか」 ・「徒歩帰宅支援マップを施設内に掲示することは可能だが、これは平成20年3月に作成されたもので、情報の内容が古いため、受入者には配布しないこととしている。」 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都では、毎年度、民間事業者を対象とした一時滞在施設の運営に関する説明会を実施。また、一時滞在施設の開設や運営の方法についてレクチャーを行うため、専門的知識を有するアドバイザーを派遣。

3 帰宅困難者への支援対策の実施状況

結果報告書 84 ページ～参照

① 徒歩帰宅支援ステーションの確保・周知状況

【帰宅困難者対策ガイドライン】

- 災害時帰宅支援ステーション(支援ステーション)の確保
 - ・ 支援ステーションは、徒歩帰宅者に、水道水、トイレ、沿道情報等の提供等を可能な範囲で行う施設
 - ・ 都道府県及び市区町村が、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の事業者等と協定を締結して確保
 - ・ 設置場所等は原則公表。住民等への周知は、ステッカー、のぼり、看板の設置等

【県実施要領】

徒歩による帰宅を開始した人への支援として、「徒歩帰宅支援ステーション」を設置・拡充
 愛知県及び市町村が指定する「基幹的徒歩帰宅支援ルート」及び「徒歩帰宅支援ルート」とともに、「徒歩帰宅支援ステーション」をマップ等により周知

【名古屋市の取組】

愛知県から、協定を締結した事業者と当該事業者傘下の店舗等に係る情報の提供を受け、徒歩帰宅ルートとともに、支援ステーションの位置等を掲載した「徒歩帰宅支援マップ」を平成 20 年3月に作成し、同市のホームページ等で公表

【調査の対象及び調査事項】

名古屋駅を中心として半径 10km 圏内の徒歩帰宅ルート（総延長 160.5km）沿いにある 525 か所の徒歩帰宅支援ステーションの状況を調査

(単位: 店舗)

コンビニエンスストア	郵便局	ガソリンスタンド	新聞販売店	その他	計
333	86	49	16	41	525

【調査結果の概要】

- 当局が調査した徒歩帰宅ルート上の支援ステーションの設置状況(徒歩帰宅支援マップとの比較)

区 分	店舗数
① マップに掲載されている支援ステーション(店舗)が存在していないもの	85
② マップに掲載された店舗名と現在の店舗名が異なるもの	12
③ マップに掲載されていないが、実際には協定締結事業者傘下の店舗が存在しているもの	230

<徒歩帰宅支援マップと実際の支援ステーションの状況が異なる理由>

徒歩帰宅支援マップは、平成 20 年3月以降、改定されていない ⇒その後締結した協定に基づく支援ステーション、名古屋駅周辺地区の退避施設等の場所は未掲載
 ※東京都では、支援ステーション、一時滞在施設等の位置情報を検索・表示することができる「東京都防災マップ」をホームページ上で公表し、毎年度更新している。

○ 支援ステーションにおけるステッカーの掲出状況

店舗名	ステッカーの掲出状況	
	掲出あり	掲出なし
コンビニエンスストア	44.1% (147 店舗)	55.9% (186 店舗)
郵便局	1.2% (1 店舗)	98.8% (85 店舗)
ガソリンスタンド	14.3% (7 店舗)	85.7% (42 店舗)
新聞販売店	75.0% (12 店舗)	25.0% (4 店舗)
その他	41.5% (17 店舗)	58.5% (24 店舗)
合 計	35.0% (184 店舗)	65.0% (341 店舗)

<掲出していない理由>

- ・ 本部(東京都)からステッカーの送付がないため、最近開業した店舗ではステッカーを掲出していない(コンビニエンスストア)。
- ・ 県との協定で集配局のみ掲出することとしている(郵便局)。

② 徒歩帰宅支援ステーションにおける支援準備の状況

【帰宅困難者ガイドライン】

支援ステーションは、徒歩帰宅者に対して、水道水、トイレ、沿道情報等の提供等を可能な範囲で行う施設

【県実施要領】

「徒歩帰宅支援ステーション」は、帰宅困難者支援のため、県と民間事業者等との協定に基づき設置

- ・ 水道水、トイレ等の提供
- ・ ラジオ等のメディアを通じた情報及び市町村から提供を受けた地図等による帰宅可能な道路に関する情報の提供

【調査の対象及び調査事項】

支援ステーション 17 店舗における徒歩帰宅者に対する支援準備の状況を調査

【調査結果の概要】

○ 帰宅可能な道路に関する情報の提供

区 分	調査結果
コンビニエンスストア(12 店舗)	<p>○ テレビ、ラジオ等で入手した情報を提供するほか、徒歩帰宅支援マップをレジの横などの従業員の目に留まる場所に掲示又は置いて、これを徒歩帰宅者に提示又は配布する。(9店舗)</p> <p>○ 本社から支援ステーションの役割について十分な説明がなく、どのように情報提供をしていいかわからない。(3店舗)</p>
郵便局(集配局)(2店舗)	<p>名古屋市が作成した徒歩帰宅支援マップは作成時点が古く、現在使用可能かどうか不明であるため、印刷物として配布する準備はしていないが、必要に応じて名古屋市のホームページから情報を入手し提供する。また、テレビ、ラジオ等から入手した情報、外回りの郵便局員が把握した道路情報(危険箇所、通行止め箇所等)を徒歩帰宅者に提供する。</p>
新聞販売店(3店舗)	<p>テレビ、ラジオ等で入手した情報を提供するほか、市販の地図等を利用して帰宅可能な道路の情報を提供する。</p> <p>なお、新聞販売店事務局では、帰宅可能な道路に関する情報の提供については、各販売店に十分浸透していないと考えられるため、平成 28 年 8 月までに手順書を作成・提示し、この中で、徒歩帰宅支援マップの入手方法を含む情報提供の方法を示すとしている。</p>

＜参考＞

- 東京都及び千代田区では、区内の駅周辺に多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、商業施設、公共施設の管理者が連携し、帰宅困難者対策訓練を平成 28 年 2 月 8 日に実施。
- 今回調査したコンビニエンスストア事業者のうち 1 事業者では、名古屋市においても同様の訓練があれば、傘下の店舗を参加させたいとの意見